

社会福祉法人みのり行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年12月1日～令和8年11月30日までの5年間

1. 内容

目標1：家庭との両立支援のための雇用環境の整備

男性職員・・・育児・介護休業法についての啓発

女性職員・・・妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした

職員に対する個別の周知・意向確認

<対策>

- 育児・介護休暇制度に関するパンフレットや規定関係の作成
- 相談窓口（各事業所の管理者）の設置

取り組み期日：令和4年2月末

目標2：所定外労働を削減するために、ノー残業デーを設定、実施する

<対策>

- 所定労働時間の現状把握
- ノー残業デーの実地・職員への周知

取り組み期日：令和4年2月末